

令和7年度

プロスポーツキャンプ推進事業委託業務

公募型プロポータル募集要領

糸満市 観光・スポーツ振興課
スポーツ振興係

1. 目的

プロスポーツキャンプを継続的に誘致し、地域活性化につなげるため、選手・関係者・観客が安全かつ快適に過ごせる環境整備と、効果的な周知広報活動を実施し、キャンプ地としての魅力向上を図ることを目的に、優れた事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

2. 事業概要

- (1) 業 務 名 : 令和7年度プロスポーツキャンプ推進事業委託業務
- (2) 業務期間 : 契約締結日～令和8年3月13日（金）まで
- (3) 業務内容 : 業務委託する事業は、別紙「令和7年度プロスポーツキャンプ推進事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託上限金額 : 12,259,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

参加要件を有する者（共同企業体の場合は構成員全員とする）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 応募にあたり単独に限らず共同企業体も可とする。ただし、重複（単独、共同企業体又は複数の共同企業体）での申し込みを行うことはできない。
- (6) 単独、共同企業体ともに、沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。
- (7) 過去5年間に行政機関へ同類業務の実績のある者であること。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有したものを従事させることができる者であること。

4. スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

	項 目	日 程
1	公募開始（市ホームページ掲載）	令和7年11月20日（木）
2	質問書の提出期限	令和7年11月26日（水）正午まで
3	質問に対する回答	令和7年11月28日（金）17時までに 市ホームページに掲載
4	参加表明書提出期限	令和7年12月2日（火）正午まで
5	企画提案書提出期限	令和7年12月5日（金）正午まで
6	プレゼンテーション審査	令和7年12月10日（水）
7	審査結果の通知	審査終了後1週間以内に通知

5. 配布資料

配布資料は、次の資料とし糸満市ホームページに掲載する。

- (1) 令和7年度プロスポーツキャンプ推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領
- (2) 令和7年度プロスポーツキャンプ推進事業委託業務仕様書
- (3) 各種様式（様式1～様式7）
- (4) 会場図
- (5) 別紙1「評価項目及び配点」

6. 質問の受付及び回答

内容等について質問があるときは「質疑事項（様式6）」を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- (1) 受付期限 令和7年11月26日（水）正午まで
- (2) 提出方法 観光・スポーツ振興課スポーツ振興係あて電子メールで
(taiiku@city.itoman.lg.jp) ※提出後は電話にて提出した旨を連絡すること

7. 応募方法

(1) 参加申し込み

企画提案をする場合は、参加表明書を提出すること。

- ① 申込期間 令和7年11月20日（木）～12月2日（火）
- ② 提出書類 様式1
- ③ 提出方法 持参
- ④ 提出場所 糸満市役所3階 観光・スポーツ振興課 スポーツ振興係
※参加表明書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

(2) 企画提案

- ① 提出期限 令和7年12月5日（金）正午まで（土日祝祭日を除く）
- ② 提出場所 糸満市役所3階 観光・スポーツ振興課 スポーツ振興係
- ③ 提出方法 持参
- ④ 提出部数 9部（正本1部、副本8部）
- ⑤ 提出書類 次にあげる様式等により提出すること

次の1から7（順に綴込）を提出すること。共同企業体による共同提案の場合1、3、4、5、7は代表事業者で提出。2、6は構成事業者すべてについて提出すること。

	提出書類	様式等
1	提案者概要説明書	様式2
2	業務履歴書	様式3
3	本業務に係る実施体制	様式4
4	誓約書	様式5
5	定款の写し	（任意様式）
6	市税等の完納証明書	（国・県・市町村が発行する証明書）
7	企画提案書	下記項目8「企画提案書作成の留意事項」参照

8. 企画提案書作成の留意事項

(1) 提案書の作成及び提出要領

以下の（ア）～（エ）について順番にフラットファイル等で綴り、様式ごとにインデックスを張り付けること。また、表紙、背表紙に業務名及び事業者名を表示すること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
（ア）提案書表紙	A4判で作成すること。
（イ）企画提案書	A4判20ページ以内で作成すること。様式は自由。やむを得ず A3判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A3判1枚につき A4判2ページと換算すること。 【企画提案書の作成に係る留意事項】 提案内容は、次の項目順で、仕様書に定めた内容を踏まえ提案すること。 Ⅰ 業務概要：仕様書の趣旨を踏まえ、運営の基本方針について記載すること Ⅱ 業務内容：仕様書に定めた業務内容について、実現方法等を具体的に提案すること Ⅲ 実施体制：本業務の実施体制について記載すること Ⅳ 業務実績：行政機関への類似業務の実績を記載すること
（ウ）実施スケジュール	A4判2ページ以内または A3判1ページ以内で作成すること。A3判を使用する場合は、横折込みとすること。様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
（エ）参考見積書	本業務の委託範囲内の費用を見積もること。自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 ・提案上限額を超えてはならない。 ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載すること。 ・宛名は糸満市長宛とする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額になるとは限らない。

(2) 注意事項

本要領で指定された提出書類について、提出期限までに提出がなされない又は提出書類の補正が行われない場合は、本プロポーザルの参加資格を失う。

9. 審査基準及び審査方法

(1) 審査評価方法

プロスポーツキャンプ推進事業受託候補者選定委員会において、評価基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、受託候補者の順位を決定する。

なお、応募が1事業者のみであった場合においても、プレゼンテーションは実施し、受託候補者として選定するかを総合的に判断する。

(2) 審査基準及び審査方法

① 一次審査（書類審査）

提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。応募者が3者を超える場合は、審査基準による1次審査を事務局において実施し、通過者（上位3者程度）のみ二次審査（プレゼンテーション）により評価する。

(ア) 一次審査（書類審査）結果の通知

令和7年12月8日（月）正午までに通知

(イ) 通知方法

審査結果は、企画提案書を提出した者全員にメール等で通知する。なお、通知期限までに認否の連絡がない場合は令和7年12月9日（火）正午までに事務局へ電話にて問い合わせること。

② 二次審査（プレゼンテーション）

(ア) 日時：令和7年12月10日（水）10時予定

(イ) 場所：糸満市役所 3F 3-c会議室

③ 二次審査（プレゼンテーション）の実施方法

(ア) 1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を25分（説明15分、質疑10分）とする。

(イ) プレゼンテーションは、企画提案書のみで行うこと。なお、追加資料は認めない。

(ウ) 1事業者につき、最大3名までの入室を認める。

(エ) プレゼンテーションで使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源コードリールについては、市が用意した物品を使用して構わない。

④ 審査基準

別紙1「評価項目及び配点」に基づき評価する。

⑤ 受託候補者の決定

各選定委員が決定した順位を集計し、最も多く1位の評価を得た者を受託候補者とし、次点の者を次点候補者とする。ただし、1位の評価が同数になったときは、最も2位の評価を得た企画提案者を受託候補者とする。ただし、それでも決定しない場合は、選定委員会にて審議し、順位決定する。

なお、最低基準点（60点×委員数）を下回った場合は、受託候補者として選定しないものとする。

10. 審査結果の通知および公表

受託候補者及び次点候補者を選定後1週間以内に通知する。

また、本市ホームページにおいて受託候補者及び次点候補者を公表する。受託候補者及び次点候補者以外の者に関する情報は公表しない。審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

11. 受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委

託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

12.提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (2) 期限を過ぎて書類が提出された場合。
- (3) 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合。
- (4) 本要領「2.(4) 委託上限金額」の上限額を超える金額で見積書が提案された場合。
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合。
- (6) 契約締結までの間に参加資格を満たさないことが発覚した場合。
- (7) その他本要領に違反した場合。

13.参加の辞退

参加表明書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」(様式7)を提出すること。提出にあたっては、持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。

14.その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受託候補者の選定以外には使用しない。また返却も行わない。
- (4) 提案書等は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 本プロポーザルに関する資料は情報開示請求の対象となるので留意すること。

15.事務局

本公募に係る事務局は以下のとおりとする。

(事務局)

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市 経済部 観光・スポーツ振興課(内)

担当: 上原 内線 3842

電話 098-840-8135 FAX098-840-8155

E-mail: taiiku@city.itoman.lg.jp